

川崎市肺がん検診連絡調整会議運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2及び健康増進法施行規則（平成15年4月30日厚生労働省令第86号）第4条の2に基づく健康増進事業であるがん検診の円滑かつ効果的な実施を図るため、肺がん検診連絡調整会議（以下、「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 会議は、肺がん検診の推進に関し、次に掲げる事項についての連絡調整を行う。

- (1) 肺がん検診の精度管理に関する事項
- (2) 肺がん検診の実施に関する事項
- (3) その他肺がん検診に関する必要な事項

(委員)

第3条 会議の委員は、別表に掲げる者に就任を依頼する。

2 就任期間は2年とする。ただし、就任期間中の委員交代の場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて開催することとし、川崎市保健所長が召集する。

2 会議は、必要に応じて学識経験者や関係者等、第3条第1項に規定する者以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、健康福祉局保健医療政策部健康増進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、保健所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
川崎市保健所長
公益社団法人川崎市医師会理事
公益社団法人川崎市医師会医師
公益社団法人川崎市病院協会理事
私立病院医師
市立病院医師